（被災者生活再建支援法施行令の一部改正）

第四条　被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「除く。以下」を「除く。次条第三項において」に改め、同項第一号中「の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法」を「又は」に改め、「（以下」の下に「この号及び次条第三項において」を加え、「避難勧告等」を「避難指示」に改め、同項第二号中「以下」の下に「この号及び次条第三項において」を加える。

第四条第三項中「避難勧告等」を「避難指示」に改める。

（東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「際し」の下に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の」を加える。

一　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第六条第一項

二　令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（令和二年政令第二百二十四号）第二条第一項

（平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第六条　平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「際し」の下に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「災対法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の」を加える。

第七条第一項中「際し」の下に「災対法等改正法第二条の規定による改正前の」を加える。

（令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第七条　令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「際し」の下に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「災対法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の」を加える。

第七条第一項中「際し」の下に「災対法等改正法第二条の規定による改正前の」を加える。

（令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第八条　令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「際し」の下に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。次条第一項において「災対法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の」を加える。

第七条第一項中「際し」の下に「災対法等改正法第二条の規定による改正前の」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

2　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第四十二条の項中「非常災害対策本部長」を「特定災害対策本部長の指示又は非常災害対策本部長」に、「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

内閣総理大臣　菅　　義偉
文部科学大臣　萩生田光一

府　令

○内閣府令第三十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十一条の四第四項及び第六項、第六十一条の五第六項及び第十項並びに第六十一条の六第五項及び第七項の規定に基づき、並びに第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項を実施するため、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定避難所の公示） **第一条の七の二**　法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。 2　前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。	［条を加える。］